

公益財団法人岡山県学校給食会定款（抜粋）

（事業）

第4条 この法人は、公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の安定供給に関する事業
- (2) 学校給食の普及充実と食育の推進に関する事業
- (3) 学校給食用物資の安全及び衛生管理に関する事業
- (4) その他前号に掲げる事業に関連する事業

2 前項の事業は、岡山県内において行うものとする。